

別紙

諮問第1680号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付けの教育職員免許状失効公告（同日付け官報号外第〇号〇ページ掲載。令和〇年〇月〇日に失効した〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏の免許状に係るもの。）について、同公告の掲載についての意思決定、官報掲載の依頼（原稿を含む。）、官報掲載に係る代金請求書及び支出負担行為に係る公文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和4年12月16日付けで行った本件一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、条例7条2号及び4号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月8日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年4月14日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月28日（第242回第一部会）から令和6年9月11日（第250回第一部会）まで、9回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに

実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 教育職員免許状失効公告について

学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）等の教諭等は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）3条の規定により、免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならぬとされている。

免許状の効力に関しては、教育職員が公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたときは、免許法10条1項2号の規定により、その免許状は効力を失うこととされ、この場合、免許管理者である当該教員の勤務地の都道府県教育委員会は、免許法13条の規定により、その免許状の種類及び失効の事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告することとされている。

イ 教員免許管理システムについて

教員免許管理システムとは、各都道府県保有の教員免許状原簿情報（電子データ、紙）を全国規模でネットワーク化されたデータベースに登録したものをいう。平成21年度から運用を開始し、各都道府県が共同で運営管理を行っている。

ウ 懲戒処分に係る事案の公表について

懲戒処分に係る事案の公表については、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付け）に基づき、事案を公表することとしており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。なお、被処分者の氏名等を公表することにより被害者等が特定される可能性がある事案等については、被害者等の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととされている。

エ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、教育職員免許状失効公告掲載に伴い作成した文

書が対象であるとして別表に掲げる本件対象公文書1から3までを特定し、生年月日、所属、免許状関連情報等（以下「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号に、教員免許管理システムのURL（以下「本件非開示情報2」という。）及び事業者の印影（以下「本件非開示情報3」という。）は同条4号にそれぞれ該当するとして本件一部開示決定を行った。

オ 本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

本件対象公文書1は、教育職員免許状の失効に係る起案文書及びその際回付された関係資料であり、このうち本件非開示情報1は、免許状を失効した3名の教育職員（以下「本件教員」という。）の生年月日、所属、職名及び処分理由を含む免許状関連情報等の記載である。審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。本件教員はいずれも懲戒免職処分となったものであるところ、前記ウのとおり、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を原則として公表することになっているが、実施機関の説明によると、被害者等の人権に配慮し、本件教員についてはいずれも氏名及び学校名を公表せず、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表したとのことである。本件非開示情報1のうち、職名及び処分理由については、上記のとおり懲戒処分事案として公表した情報と一部が一致するものではあるが、その際に、氏名を公表していないことを踏まえると、官報で公告されている氏名と懲戒免職時に公表された職名及び処分理由の情報とを合わせるにより、非公表とした情報が公になってしまうこととなるから、同号ただし書イに該当する情報と評価することはできない。

また、本件非開示情報1は身分取扱いに係る情報であって職務の遂行に係る情報には当たらないことから、同号ただし書ハにも該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、本件対象公文書 1 の関係資料として回付された教員免許管理システム登録内容を印字した際の URL である。当該情報は、一般に公にしている内部ネットワークの URL に係る情報であり、これを公にすることにより、当該内部ネットワークへの不正なアクセスを招くなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

本件対象公文書 2 は官報掲載に係る代金の請求書であり、本件対象公文書 3 は官報公告の掲載委託契約に係る請書である。本件非開示情報 3 は、本件対象公文書 2 及び 3 に押印された事業者の印影であり、これを公にすることにより、印影が偽造され悪用されるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報 3 は条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	教育職員免許状の失効について	1	生年月日、所属、免許状関連情報等	7 条 2 号
		2	教員免許管理システムの URL	7 条 4 号
2	請求書	3	事業者の印影	7 条 4 号
3	請書			